

本規程は、一般社団法人東京都カヌー協会において、ハラスメントを防止し、関係者の人格及び人権が尊重される公正かつ安全な競技環境を確保することを目的として制定するものである。

第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人東京都カヌー協会（以下「当協会」という。）におけるハラスメント行為を防止し、当協会の業務、競技活動、加盟団体運営その他当協会に関わる全ての場面において、関係者の人格及び人権が尊重される公正かつ安全な環境を確保することを目的とする。

第2条 (定義)

本規程において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- 1. セクシュアルハラスメント**：性的な言動により相手方に不快感を与え、又は不利益若しくは不安を感じさせる行為
- 2. パワーハラスメント**：職務上の地位、年齢、競技歴その他の優越的な関係を背景として、業務又は指導の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は環境を悪化させる行為
- 3. 暴力的指導**：競技指導の名の下に行われる身体的暴力、精神的暴力、過度の叱責、人格を否定する言動
- 4. 差別的言動及びいじめ**：人種、国籍、性別、性的指向、性自認、年齢、障害、疾病、宗教、信条、身体的特徴その他の属性を理由とする差別的言動、いじめ、嫌がらせ
- 5. その他のハラスメント**：アカデミックハラスメント、マタニティハラスメント、SOGI（性的指向・性自認）に関するハラスメントその他、これらに準ずる行為

第3条 (適用範囲)

本規程は、当協会の役員、職員、加盟団体の構成員、選手、指導者、審判員、ボランティア、その他当協会の活動に関わる全ての者（以下「関係者」という。）に適用する。当協会の業務、競技会、講習会、体験会、合宿、会議、懇親会、移動中、当協会の活動に関連するソーシャルメディア上の言動その他関連する場면을対象とする。

第4条 (禁止)

関係者は、いかなる場面においてもハラスメント行為を行ってはならない。

第5条 (責務)

- 役員及び指導的立場にある者は、ハラスメント防止に率先して取り組むものとする。
- 関係者は、ハラスメントを目撃した場合又はハラスメントが行われている可能性を認識した場合、当協会に対し通報又は相談するよう努めるものとする。
- 加盟団体は、自らの組織内でハラスメントの防止に取り組むとともに、本規程の趣旨を尊重するものとする。

第7条 (プライバシー保護)

当協会は、通報者、相談者、行為者及び関係者のプライバシーを尊重し、本規程の運用に必要な範囲を超えて情報を開示しない。

第8条 (不利益取扱いの禁止)

当協会は、通報又は相談を行った者及び調査に協力した者に対し、当該行為を理由とする不利益な取扱いを行ってはならない。

第9条 (調査及び対応)

1. 当協会は、通報又は相談を受けた場合、速やかに事実関係を調査する。
2. 調査の結果、ハラスメントの事実が認められた場合、当協会は行為者に対し、事案の軽重に応じ、注意、警告、出場停止、登録抹消その他必要な措置を講ずる。
3. 措置の決定は理事会において行う。ただし、緊急を要する場合は会長が暫定措置を講ずることができ、次回の理事会において承認を得るものとする。
4. 重大事案については、必要に応じ日本カヌー連盟、公益財団法人日本スポーツ協会、日本スポーツ仲裁機構、警察、弁護士その他の外部機関と連携する。

第10条 (教育及び研修)

当協会は、関係者に対しハラスメント防止に関する教育及び研修を継続的に実施する。

第11条 (懲戒)

ハラスメント行為を行った関係者は、当協会の定款及び関連規程に基づき懲戒の対象となる。

第12条 (改廃)

本規程の制定及び改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は2026年6月1日から施行する。